

研究費の使用に関する行動規範

令和2年12月1日

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会が作成した研究費の不正使用等防止への取組みに基づき、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（以下「協会」という。）における研究費の運営・管理に関わる全ての構成員（以下「役職員等」という。）が遵守すべき行動規範を定める。

- 一．役職員等は、競争的資金、補助金・委託費等の外部資金等の研究資金の原資の多くが国民の税金であることを認識した上で、協会において管理する全ての研究資金（以下「研究費」という。）について、適切な計画の下、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 二．役職員等は、研究費の使用にあたっては、協会の会計規程等の規程・細則等、及び、外部資金の場合には、資金配分機関等において定められた規則等を理解し、それらを遵守しなければならない。
- 三．役職員等は、コンプライアンス意識を常に高く保つとともに、関係する研修などへ参加し自己研鑽に努めなければならない。また、職員相互の理解と連携協力により、研究費の不正使用を未然に防ぐよう努めなければならない。